

○釜石市教育研究所組織運営規則

昭和 53 年 7 月 27 日  
教育委員会規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、釜石市教育研究所設置条例(昭和 53 年釜石市条例第 28 号)第 3 条の規定に基づき、釜石市教育研究所(以下「研究所」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (2) 教育に関する資料の収集整備及び提供に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) その他教育研究に関すること。

(所長)

第 3 条 研究所に所長を置く。

2 所長は、教育長をもつて充てる。

3 所長は、研究所の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(副所長)

第 4 条 研究所に副所長を置く。

2 副所長は、指導監をもつて充てる。

3 副所長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理する。

(所員)

第 5 条 研究所に所員を置く。

2 所員は、教育委員会が委嘱する。

3 所員は、研究所の事務に従事する。

(運営委員会)

第 6 条 研究所に運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、教職員のうちから教育委員会が委嘱する 9 人以内の運営委員(以下「委員」という。)をもつて構成する。

3 委員会は、次の各号に掲げる事項について所長の諮問に応ずるものとする。

- (1) 研究所の運営方針
- (2) 研究所の事業計画
- (3) その他研究所に関し必要な事項

4 委員の委嘱期間は 1 年とする。

5 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

6 委員会は、必要に応じ所長が招集する。

(研究員)

第 7 条 研究所に、45 人以内の研究員を置く。

2 研究員は、教職員のうちから所長が委嘱する。

3 研究員の委嘱期間は 1 年とする。

4 研究員は、委嘱された事項の調査研究にあたる。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 53 年 7 月 1 日から適用する。

2 昭和 53 年度の委員及び研究員の委嘱期限は、第 6 条第 4 項及び第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、昭和 54 年 3 月 31 日までとする。

附 則(昭和 56 年 4 月 1 日教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 4 月 1 日教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。